

18歳からの 権利と責任

令和4年4月1日から
成年年齢が18歳になります。

成年に達すると、自分の意思で契約ができるようになります。
親権者などの保護者の同意がない契約を原則として取り消すことができる
「未成年者取消」が適用されなくなるので注意が必要です。
契約内容等を理解しないまま契約を締結すると、
トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

18歳は狙われる！ さまざまなケースを想定して被害に備えよう！！

社会経験に乏しく、契約に対する意識も低い新成年は、悪質業者にとって絶好のターゲット。「簡単に儲かる」、「手軽に痩せる」など、「うまい話」には気を付けましょう。

契約内容は必ず確認する。




CHECK!
商品の購入などで契約を結ぶ際は、必ず内容や料金、解約方法を確認しましょう。

契約してしまうと簡単には取消せない。




NO!
成年年齢に達することで「未成年者取消」が適用されなくなり、契約後の取消ができません。

うまい話を聞いてもリスクを考える。



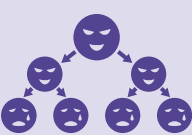
損 得
投資には必ずリスクがあります。リスクのない投資は存在しません。「簡単に儲かる」話を信じないようにしましょう。

消費活動は計画的に。




自分の収入に見合った無理のない買い物を心がけ、安易に借金したり、クレジットカードを使いすぎないようにしましょう。

情報商材、マルチ商法等は加害者になる場合も。




情報商材、マルチ商法等は、自分が他人を勧誘することでトラブルが拡大する場合があります。

メリットのみが強調された広告やホームページに注意！




広告を信用して購入したところ、期待した効果が得られなかったり健康被害に遭うことも。不安をあおるような内容もあります。すぐに信用せず、正確な情報収集を。

ネットクーリング・オフ不可。



ネット通販は、特定商取引法上の「通信販売」に該当するので、クーリングオフの適用がありません。返品についての記載を事前に確認しておきましょう。

カード類や運転免許証は貸し借りしない。



危険!
クレジットカードやマイナンバーカード、運転免許証は他人に貸してはいけません。画像を撮らせたり暗証番号などを伝えたりするのもNGです。

困ったときは一人で悩まずに「消費者ホットライン」にご相談ください。



全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188

消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤン

令和4年4月1日から新成年になる、わたしたちの「権利」と「責任」



徳島ヴォルティス 西野 太陽
僕はストライカーなので私生活も直感で動くタイプなのですが、契約は別物です。もし仮にそういった判断をくだす機会がきたときは、家族や身近な先輩に相談してリスクをケアしようと思います。違う視点の意見は大事です。



四国大学女子ラグビー部 北岡 奈央
ネットショッピングが趣味なのですが、これまで購入した商品をお店に報告してその都度入金していました。なので、自由に使える自分のクレジットカードを作りたいです。親の目から外れるので使い過ぎに注意します！



徳島インディゴソックス 内海 拓哉
遠征や練習に参加していると親と予定を合わせにくいので、携帯電話の機種やプランの変更を個人で行えるようになるのは助かります。野球をプレーするときと同様に関わり考え、自分に合った契約を見極めています。